

荒尾市民病院医学生奨学金貸付要領

1 趣旨

この奨学金制度は、将来、荒尾市民病院の医師として業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸付けることにより、荒尾市民病院における医師を確保し、地域医療の充実を図ることを目的として創設したものです。なお、貸与を受けた期間に応じて荒尾市民病院で医師の業務に従事していただいた場合は、奨学金の返還が免除されます。

2 応募資格・方法

1) 応募資格

次のいずれかに該当する者で、将来、荒尾市民病院において医師の業務に従事しようとする意思を有する者。ただし、他の団体で従事することを条件とした奨学金制度を受けている者は除く。

ア 大学の医学を履修する課程に在学する者

イ 大学院の医学を履修する課程に在学する者で医師免許を取得している者

2) 募集人員 3名程度

3) 貸付の額 月額20万円

4) 貸付の期間 大学生 6年 大学院生 4年 を限度とし、最大8年まで
(毎年度 交付申請書、在学証明書要)

5) 貸付の時期 4月、7月、10月、1月に当該月分を指定の口座に振り込みます。

6) 貸付の決定 申請書類及び面接審査により決定します。

7) 応募方法及び募集期間

(1) 添付書類

- ① 医学生奨学金貸付申請書
- ② 在学証明書
- ③ 住民票の写し(記載事項証明書)
- ④ 医師免許証の写し(大学生を除く)
- ⑤ 履歴書

(2) 保証人

- ① 申請には2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還及び延滞金支払の責任を負うことができる資力を有する者とします。

(3) 応募期間 随時(ただし、定員人数を超えた場合はその時点で締め切り)

(4) 選考時期 随時

- ① 選考決定月の翌月からとなります。

(5) 応募方法

荒尾市民病院総務課へ申請書を提出してください。申請書用紙は荒尾市民病院ホームページよりダウンロードすることができます。また、総務課にも用意しております。

3 奨学金の返還

次の返還事由が生じたときは、管理者が指定する日までに一括払いにて返還しなければな

りません。

1) 返還事由

ア 奨学金の貸付を停止されたとき

イ 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2) 返還利息 年利率 2%

3) 延滞金 返還額を返還期日までに、返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年14.6%の延滞金を支払わなければなりません。

4 奨学金の返還猶予

次の奨学金の猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

ア 奨学金の貸付けを停止した後も引き続き大学及び大学院に在学しているとき

イ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

5 奨学金の返還免除

<全額免除>

1) 奨学金の貸付けを受けた者が、臨床研修若しくは大学院課程の終了後5年以内に医師として荒尾市民病院の業務に従事し、又は卒後臨床研修医として荒尾市民病院での臨床研修を受け、かつ、その期間が貸付相当期間の1.5倍に達したとき。

2) 荒尾市民病院での勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難になったとき。

<全額または一部免除>

1) 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該奨学金を返還することができなくなったとき。

2) 特に管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

6 注意事項

1) 申請者は、この要領のほか「荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例」を熟読の上、本制度の内容を十分確認してください。

2) 申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。

3) 申請書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

7 応募先

荒尾市民病院総務課

〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾2600番地

TEL 0968-63-1115 (内) 511

FAX 0968-63-1189